

# 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

- (1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、福井市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。
- (2) 福井県国民保護計画を受け、福井市全体として適切な態勢を整備し、福井市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## 第2節 基本的な考え方

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、出来る限り迅速に処理するよう努める。

### 3 情報伝達体制の確立

#### (1) 正確かつ適切な情報提供

武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報などについて、正確な情報を適時かつ適切に提供する。

#### (2) 迅速な情報提供

新聞、放送、インターネットなどの各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

### 4 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の保護について配慮する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 5 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 6 男女のニーズの違いへの配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定過程や地域活動への女性の参画を推進するなど、本計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮に努める。

### 7 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

**8 初動体制の確立**

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、市長が必要と認めた場合、福井市危機情報センター（以下「危機情報センター」という。）を設置し、国や県及び関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置を迅速に実施する。

**9 国民の自発的意思による協力**

国民保護措置の実施に関し、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

**10 関係機関相互の連携協力の確保**

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町村及び関係機関と平常時から相互の連携体制の整備に努める。

第 3 節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(住民関連)

用語	意義
住民	福井市に居住する者及び福井市に滞在するすべての者をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいい、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などが考えられる。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
N B C 攻撃	核兵器 ( nuclear weapons )、生物兵器 ( biological weapons ) 又は化学兵器 ( chemical weapons ) による攻撃をいう。

(避難、救援関連)

用語	意義
避難	危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れることをいう。 国民保護措置においては、武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）の本部長（以下「国対策本部長」という。）が知事に対し避難措置を講ずべきことを指示し、これに基づき知事が避難を指示する。
退避	国対策本部長から避難の措置を講ずべきことの指示がなくとも、住民の生命等の保護のためなど、特に必要があると認めるときに地域の住民に対して市長又は知事が指示する避難をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
関係近接要避難地域	国民保護法第 5 4 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 2 5 2 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。  1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 1 1 年法律第 8 9 号）第 4 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 2 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 3 7 条及び第 5 4 条並びに宮内庁法（昭和 2 2 年法律第 7 0 号）第 1 6 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 3 9 条及び第 5 5 条並びに宮内庁法第 1 6 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 4 0 条及び第 5 6 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 4 3 条及び第 5 7 条（宮内庁法第 1 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 1 7 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。

## 第 1 章 総則

指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 76 条第 1 項、第 78 条第 1 項若しくは第 81 条第 2 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第 77 条の 3 第 1 項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。）の長をいう。
海上保安部長等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。

### （原子力災害関連）

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
原子力防災管理者	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 9 条第 1 項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいう。

## 第 4 節 計画の構成等

### 1 計画の構成

本計画は、次の 6 章からなる。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第 1 章 | 総則          |
| 第 2 章 | 平常時の備え      |
| 第 3 章 | 実施体制        |
| 第 4 章 | 避難及び救援      |
| 第 5 章 | 武力攻撃災害への対処等 |
| 第 6 章 | 施設の復旧と生活の安定 |

### 2 福井市地域防災計画等との関係

#### (1) 福井市地域防災計画

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『福井市地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震等の自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については『福井市地域防災計画』の定めにより対応する。

また、双方の計画において共有すべき資料等については、地域防災計画に集約する。

#### (2) 福井市危機管理計画

『福井市危機管理計画』では、市民及び福井市に滞在するすべての者の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼすすべての危機に対し、福井市が取り組む危機管理体制の基本的な事項を規定している。

従って、福井市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態として国が認定するまでの間、この計画に基づき対応する。

### 3 計画の周知徹底

市は、住民及び関係機関に対し『福井市地域防災計画』や『福井市危機管理計画』との関連も含めて、この計画の基本的な考え方の周知を図る。

### 4 計画の変更

今後、この計画の基準となる国の基本指針及び福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、必要に応じて計画の変更を行う。なお、この計画を変更するときは、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、国民保護法第 39 条第 1 項の規定により設置された「福井市国民保護協議会」に諮問し、意見を求める。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

## 第5節 地域の特徴

### 1 地形

福井市は、福井県の北部に位置し、北は坂井市及び永平寺町、東は大野市及び勝山市、南は鯖江市、越前町及び池田町に接し、西は日本海に面している。

地形は、中央に福井平野が開けており、米どころ福井を支える広大な農地が広がっている。その中央にJR福井駅周辺を核とした市街地が形成されている。

福井平野の東西は山地に挟まれており、東は飯降山や剣ヶ岳などに代表される600～800m級の山々、西は国見岳や越知山などに代表される400～600m級の山々が連なっている。

一方、西側一帯は日本海に面し、その延長は約45kmに及ぶ。北部には比較的遠浅で背後地の広い砂丘海岸が形成され、これより南は山並みが切り立って迫る岩礁海岸が続いている。

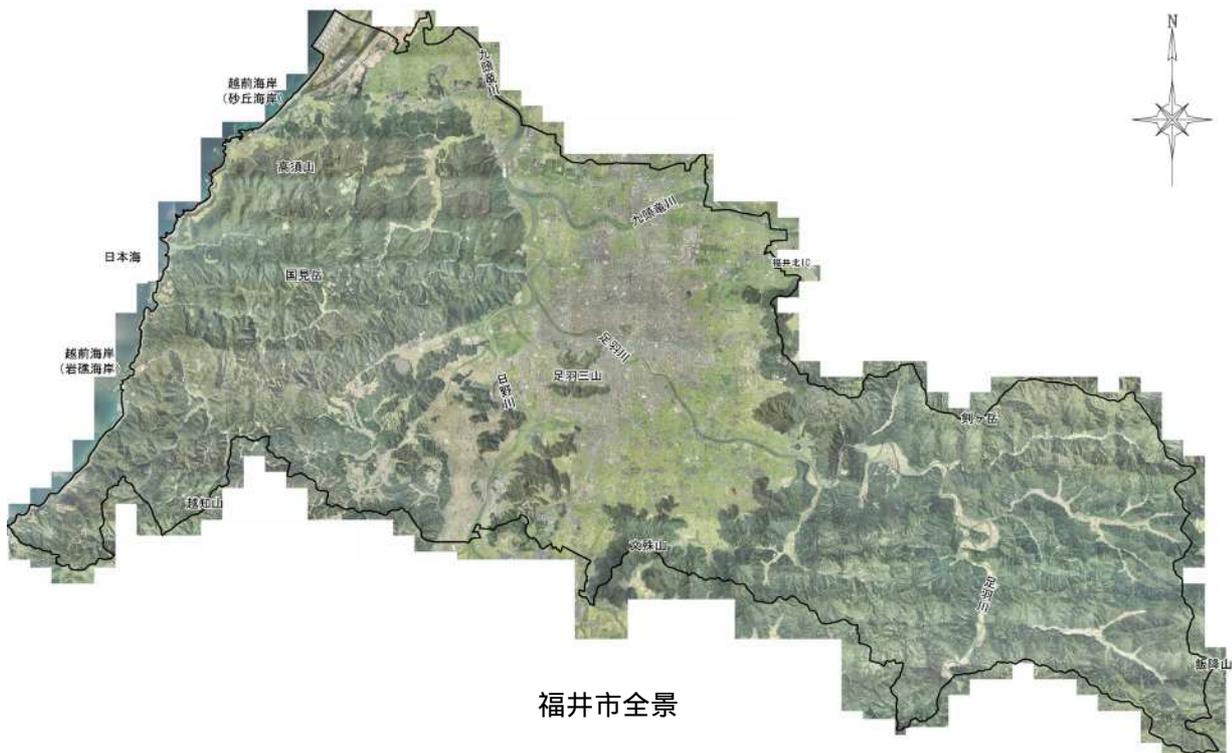
以上のことから、地形的条件からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

西部の日本海側からの武力攻撃・侵攻等が基本になると想定される。

- ・このうち、北部の砂丘海岸では、陸地が広いことから着上陸侵攻が想定される。
  - ・これより南部の岩礁海岸では、ゲリラや特殊部隊の侵入が想定される。
- 海岸線の背後地となる国見岳などの山間では、侵攻拠点の設置が想定される。



福井市の位置



福井市全景

## 2 気候

福井市の年平均気温は14.5 である。気温が最も高いのは8月で、平均気温は27.2、気温が最も低いのは1月で、3 である。その差は24.2 もあり、寒暖の変化が著しい。年間の降水量は2,237mm に達し、降水量が多いのは12月と1月で、これは雨や雪の日が多くなるためである。次に降水量が多いのは7月であるが、これは梅雨末期の大雨によるもので、最近でも平成16年と平成18年に豪雨が発生している。

9月は台風や秋雨前線の影響が大きい。逆に8月と4月は少ない。

福井市は、豪雪地帯の一つでもあり、12～2月にかけて降雪が多く、特に東部の美山地区では、長期間にわたり深い雪に覆われる。風は冬期に北西の季節風が海岸部を中心に強く、波も高くなる。夏期は南よりの季節風が吹くが全般に弱い。上空では偏西風の影響で年間を通して西よりの風のことが多い。以上のことから、気候からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

冬期は海が荒れるため、着上陸侵攻や特殊部隊等の侵入は困難と想定される。

偏西風の影響により、福井市より西方の地域における原子力災害やNBC攻撃等の影響が及ぶおそれがある。

## 3 人口分布

福井市の人口は263,228人で福井県の総人口767,167人の約3割に相当する(令和元年12月1日福井県の推計人口)。人口は福井平野に形成された市街地(都市計画法上の市街化区域)に集積しており、福井市全体の約8割弱が市街地に居住している。

市街地の人口を地区別にみると、中心市街地にあたる中央・松本・宝永・花月における可住地人口密度が最も高く、市街地郊外部へいくにつれて低層・低密度な地区が広がるという、同心円的な密度構成になっている。以上のことから、人口分布からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

昼夜間ともに人口が集積する市の中心部が、爆破やNBC攻撃などの目標となることが想定される。

## 4 道路

福井市は、東部に北陸自動車道が縦貫し、北陸・東北方面と関西・中京方面に繋がっており、福井ICと福井北ICが開設されている。また、一般国道8号も市街地東部を縦貫し、北陸自動車道と合わせて福井市の広域的な幹線道路網を形成している。

その他の南北道路網では、市街地の中心部に主要地方道福井丸岡線(通称:フェニックス通り)が縦貫し、福井市の発展を支える背骨として機能しているほか、海岸線には唯一の幹線道路であり、観光道路でもある一般国道305号が坂井市と越前町に繋がっている。

一方、東西方向の道路網では、一般国道158号が市街地中心部から東へ伸び、美山地区の中央を縦貫して大野市や岐阜県方面へ繋がっている。また、北部には一般国道416号が横断しており、西は海岸線、東は永平寺町を経て勝山市方面に繋がっている。

## 第 1 章 総則

これらの骨格道路網を県道や市道等が補完するとともに、土地区画整理事業により碁盤目状に整備された道路網が福井市の交通を支えている。

以上のことから、道路網からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

関西・中京方面と北陸・東北方面を結ぶ主要なルート上に位置することから、着上陸兵力が関西・中京方面侵攻を目標とした場合、その兵力は福井市を通ることが考えられる。

市街地の道路網は碁盤目状に整備されているため、避難路の確保が容易である。

美山地区の幹線道路は、東西の通りに偏っているため、避難を行う場合には、市街地（平野部）や隣接する大野市へ一旦向う必要がある。

美山地区・越廼地区は、主要道路の代替路線がないため、孤立するおそれがある。

## 5 鉄道、港湾、空港

滋賀県と石川県を結ぶＪＲ北陸本線が、一般国道８号と並行する形で市街地を縦貫しており、中心市街地にはＪＲ福井駅が開設されているほか、大土呂、越前花堂、森田の駅がある。越前花堂駅からはＪＲ越美北線が東へ伸び、大野市へと繋がっている。

また、福井鉄道が市街地を縦貫し、越前市方面へと繋がっているほか、えちぜん鉄道が２路線走り、勝山市方面並びに坂井市方面へと繋がっている。

福井市の北西部、日本海に面する棗地区には、隣接する坂井市と一体となって福井港が開港しており、１．５万ｔ級の船が３隻、５千ｔ級の船が６隻係留できる岸壁と、豊富な荷捌地や野積場、上屋等が整備されている。

このほか、北に隣接する坂井市にある福井空港は、小型機の基地等として使用されているほか、県警及び県防災航空隊のヘリコプターも配備されている。また、市街地の北西、西藤島地区にある市の防災ステーションには、自衛隊の大型双発輸送ヘリコプターも離発着が可能なヘリポート適地も整備されている。さらに、市内各地には足羽川板垣橋下流右岸河川敷をはじめとする１０箇所以上のヘリポート適地を有している。

以上のことから、鉄道・港湾・空港からみた福井市における武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

鉄道網の結節点となるＪＲ福井駅は、特に朝夕の通勤・通学の時間帯における利用者が多く、NBC攻撃等の目標となることが想定される。

福井市単独では有していないが、大量輸送に適した港湾に隣接しているため、避難路として海路を利用することも考えられる。

福井空港や防災ステーションは、武力攻撃事態等における航空機による輸送・支援物資集積等の拠点としても機能し得る。

## 6 その他

中心市街地は、人口が集中しているだけでなく、県庁や市役所などの行政機関、放送機関など、都市機能の中枢が集積している。

さらに、市街地には数多くの店舗が集積している。その他、郊外にもショッピングセンターや公共施設など、多数の人々が集まる大規模集客施設が点在している。

福井港を中心とする臨海工業地帯（テクノポート福井）には、福井国家石油備蓄基地が整備されている。我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としており、全国消費量のおよそ 6 日分の原油を貯えている。

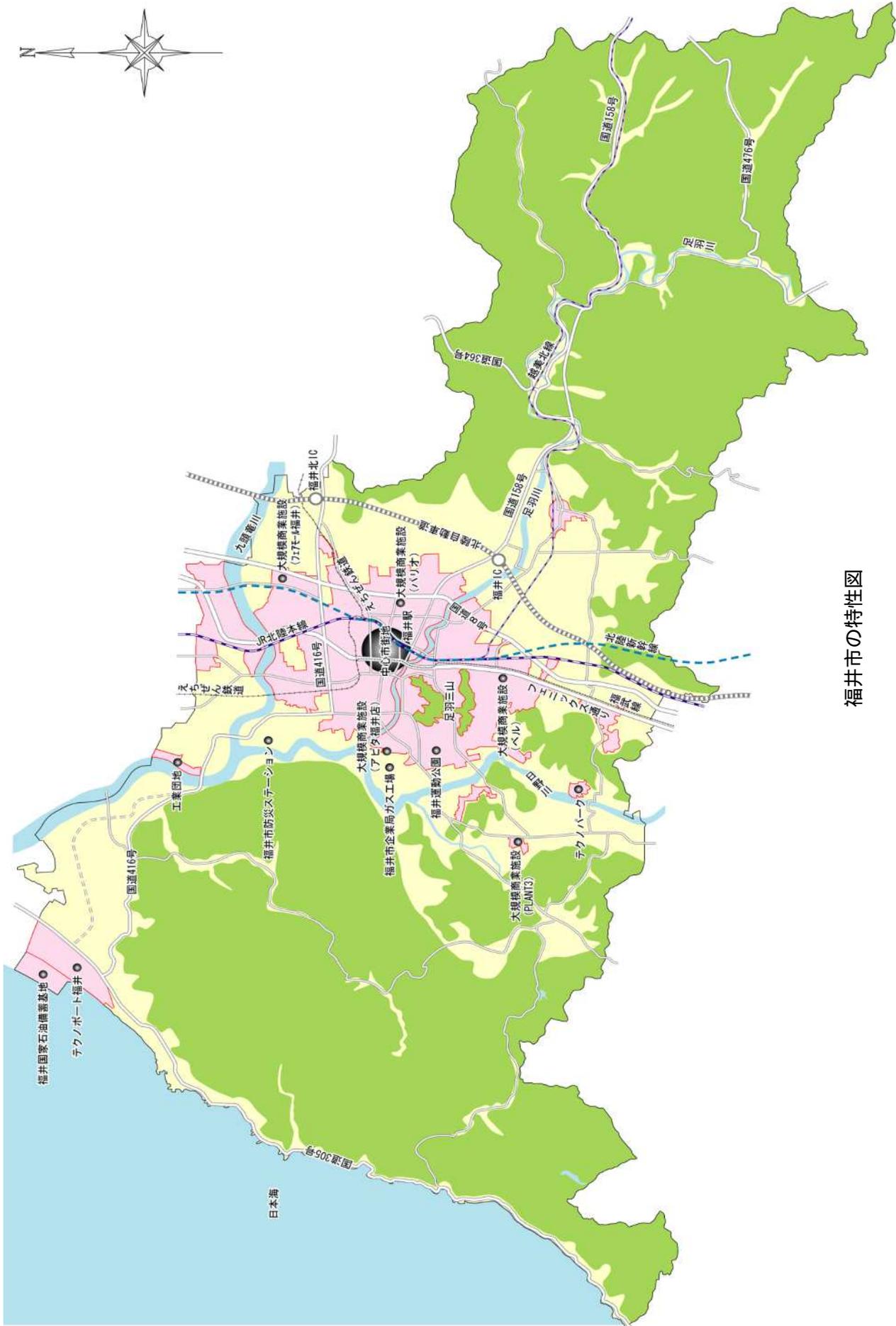
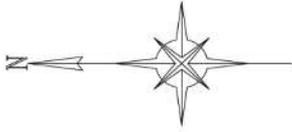
テクノポート福井は、福井県最大の工業団地でもあり、大規模な製造及び化学工場などが集積している。

また、市街地の西方には、LNG 貯蔵及び供給施設があり、液化天然ガスを原料とした都市ガスの製造が行われている。

以上のことから、福井市におけるその他の武力攻撃事態等の特性は、おおむね次のように整理される。

都市の中枢機能が集積する中心市街地のほか、市内各所に大規模集客施設が点在しているため、NBC 攻撃等の目標となる箇所が多いと考えられる。

テクノポート福井一帯には、原油や危険物質等を大量に保管・保有する事業所が多く、爆破等の目標となることが考えられる。



福井市の特性図

## 第6節 計画の対象となる事態

### 1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態について、国が示している類型や事態の特徴は、次のとおりである。

	類型	事態の特徴
武力 攻撃 事態	1 着上陸侵攻による攻撃	(1) 船舶により上陸する場合には、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 (2) 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。 (3) 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。
	2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	(1) 突発的に被害が発生することもある。 (2) 被害は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が大きくなるおそれがある。 (3) 核・生物・化学兵器や放射性物質を拡散することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定される。
	3 弾道ミサイル攻撃	(1) 発射時点で着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。 (2) 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	4 航空機による攻撃	(1) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、予め攻撃目標を特定することが困難である。 (2) 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

## 第1章 総則

### 2 緊急処理事態の類型及び対応

緊急処理事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急処理事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急処理事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針及びこの計画で定めるところにより、警報の通知及び伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態等における国民保護措置を準用して対応する。

	類型	事態の例
緊急処理事態	1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	(1) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破 (2) 危険物積載船などへの攻撃 (3) ダムの破壊 (4) 原子力事業所などの破壊
	2 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	(1) 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破 (2) 列車等の爆破
	3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	(1) 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 (2) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 (3) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 (4) 水源地に対する毒素等の混入
	4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	(1) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ (2) 弾道ミサイル等の飛来

## 第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 福井市の責務

国が定める基本指針、県の国民保護計画及びこの計画に基づき、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

福井市域において関係機関が実施する国民保護措置について、相互に連携しながら推進する。

### 2 処理すべき事務又は業務

国民保護措置について、市、市を管轄する消防機関及び警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関並びに指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

#### (1) 福井市

機関名	処理すべき事務又は業務
福井市	(1) 福井市国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井市国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 被災情報の収集 (11) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (12) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (13) 応急復旧及びライフラインの確保 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 福井市の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

#### (2) 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務
福井市消防局	(1) 消防活動に関する措置
福井市消防団	(2) 住民の避難誘導、救助、救急等 (3) 安否情報の収集

## 第 1 章 総則

### (3) 警察機関

機関名	処理すべき事務又は業務
福井警察署 福井南警察署	(1) 住民の避難誘導及び救助 (2) 警戒区域、防護対策を講じるべき区域における立入制限及び警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

### (4) 福井県

機関名	処理すべき事務又は業務
福井県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示及び支援

### (5) 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	(1) 武力攻撃事態等における人命及び財産の保護 (2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援

## (6) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
1 中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
2 近畿中部防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整
3 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと。 (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
4 北陸財務局 （福井財務事務所）	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
5 大阪税関 （敦賀税関支署）	(1) 輸入物資の通関手続
6 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
7 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策
8 北陸農政局 （福井支局）	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
9 近畿中国森林管 理局 （福井森林管理署）	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
10 近畿経済産業 局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
11 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気の保全
12 中部近畿産業 保安監督部 （近畿支部）	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保全 (2) 鉱山における災害時の応急対策

## 第1章 総則

機関名	処理すべき事務又は業務
13 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (足羽川ダム工事事務所)	(1) 被災時における直轄河川、直轄国道等の公共土木施設の応急復旧
14 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 港湾施設の使用に関する連絡調整 (2) 港湾施設の応急復旧
15 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
16 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
17 東京航空交通 管制部	(1) 航空機の安全確保に係る管制上の措置
18 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象状況の把握及び情報の提供
19 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導及び緊急物資の輸送、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
20 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

### (7) 指定公共機関等

機関名	処理すべき事務又は業務
1 災害研究機関 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等
2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付及び配分

機関名	処理すべき事務又は業務
3 医療事業者 (独)国立病院機構 (一社)福井県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施
4 公共的施設の管理者 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株)	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 武力攻撃事態等における道路交通の確保 (3) 被害施設の復旧
5 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株) 電源開発(株) 日本原子力発電(株)	(1) 施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 [原子力事業者] (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (5) 応急対策の実施 (6) 事後対策の実施
6 運送事業者 新日本海フェリー(株) (公社)福井県バス協会 西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道(株) (一社)福井県トラック協会	(1) 輸送施設等(輸送用車両、船舶等及びその発着施設並びに軌道等を含む)の整備及び安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送 (3) 被災輸送施設の復旧
7 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ北陸支社 ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧

## 第 1 章 総則

機関名	処理すべき事務又は業務
8 放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジョン 放送(株) 福井エフエム放送 (株)	(1) 警報等の内容の放送
9 金融機関 日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
10 日本郵便(株)	(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保
11 ガス事業者 (一社)福井県L Pガス協会	(1) ガスの供給

## 第 8 節 関係機関との連携

### 1 対策本部相互の連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

福井市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）並びに国対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）に対し、必要に応じて国民保護措置に関する総合調整を行なうよう要請できる。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 県及び指定地方行政機関との連携

市は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達及び避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。

これらの国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるように、平常時から県及び指定地方行政機関との連携を強化する。

### 3 関係市町との連携

市は、関係市町との間で、食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品及び所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

市は、指定公共機関等による避難住民の輸送及び救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時から連携の強化に努める。

### 5 公共的団体との連携

市は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から連携の強化に努める。

## 第 1 章 総則

### 6 地域の防災・防犯組織との連携

市は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から地域の防災・防犯組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。